

平成29年4月24日（月）

於・特許庁16階 共用会議室

産業構造審議会
第10回 知的財産分科会
議事録

平成29年4月24日（月）

特 許 庁

目 次

1. 開 会	2
2. 配布資料の確認等	2
3. 特許庁長官挨拶	4
4. 議事	5
1. 小委員会の活動報告	5
2. 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会の報告	1 2
3. 特許庁の取組報告	1 7
5. 討議	2 5
6. 閉会	4 6

開 会

○木村総務課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会第10回知的財産分科会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日、事務局を担当いたします、特許庁総務課の木村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議事進行につきましては、五神分科会長にお願いしたいと存じます。

それでは、五神分科会長よろしくお願いたします。

○五神分科会長 ありがとうございます。

お手元の議事次第でございますように、本日は本分科会に設置されております小委員会の活動状況、それから第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会の取りまとめ結果に加え、昨年度の特許庁の取組について事務局より御報告をさせていただきます。

配布資料の確認等

○五神分科会長 まず、議題に移る前に、新たな委員の御紹介、委員の出欠状況及び定足数、配付資料、及び本分科会の公開及び議事録の取扱い等に関して、事務局から御説明をお願いいたします。

○木村総務課長 まず初めに、前回の分科会以降、新たに本分科会の委員になられた方につきまして、御紹介をさせていただきます。

委員の先生におかれましては、一言御挨拶を頂戴できれば幸いです。

まず、内田・鮫島法律事務所弁護士・弁理士、鮫島正洋委員でございます。

○鮫島委員 弁護士の鮫島でございます。

私は弁護士という肩書なのですが、長らく中小企業の知財戦略の施策を特許庁と一緒にやってまいりました。

ですから、法曹としての発言と、それから、中小企業の知財戦略をやってきた人間としての発言と、両方させていただくことになると思います。

よろしく願いいたします。

○木村総務課長 ありがとうございます。

次に、株式会社ロゴスコーポレーションの柴田茂樹委員でございます。よろしく願いします。

○柴田委員 皆さん、こんにちは。株式会社ロゴスコーポレーションの柴田と申します。

会社のほうはアウトドア用品のメーカーをしております。本社は大阪なのですが、中小は大きな企業に勝っていこうと思ったら、知的財産権をやはり多用していきたいということがございまして、去年11月にカウントしたところ、弊社のほうでは710余りの知財権を有しております。

法的根拠があったら大きな会社にも太刀打ちできるというところで、そういうところでお呼びいただいたのかなと思っております。

よろしく願いいたします。

○木村総務課長 ありがとうございます。

続きまして、日本弁理士会会長、渡邊敬介委員、お願いいたします。

○渡邊（敬）委員 日本弁理士会の渡邊敬介でございます。4月1日に就任いたしました。

今、日本弁理士会では、これからコンサルをしっかりできる弁理士をしっかり育てようということで計画を練っております。中小企業支援も、「知財広め隊」という地域セミナーを1年間で50カ所ぐらい、2年で100カ所ぐらい行おうということで計画を練っております。

知財のために頑張っていこうと思っております。

よろしく願いいたします。

○木村総務課長 ありがとうございます。以上、お三方に新たに委員に御就任いただいたところでございます。

また、本日は御供委員の代理といたしまして、日本知的財産協会の久慈直登専務理事に御出席いただいております。

また、所用のため、田原委員は途中からの御参加という御連絡を頂戴しております。

なお、小林委員、高山委員、春田委員は、本日は御都合により御欠席という御連絡を頂戴しております。

以上の結果、議決権を有する20名の委員のうち過半数を超える16名の委員に御出席いただく予定でございますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の分科会は成立して

いることを御報告申し上げます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針といたしまして、ペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきまして、資料1-1の小委員会の活動報告から資料3-5の特許庁の取組報告、及び参考資料1から5の計15種の資料につきましてはタブレットで御覧いただき、座席表、議事次第、委員名簿及びタブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配付することにさせていただきました。

タブレットの使用方法につきましては、お手元のタブレットの使い方を御覧ください。操作でお困りになられた場合には、お席で手を挙げていただくなどして合図していただければ、担当の者が対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は久貝委員から資料の提出がございましたので、タブレットには格納できておりませんが、机上に用意させていただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、本分科会の公開についてでございます。

一般の方々の傍聴を認めることとし、特段の事情がある場合を除きまして、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開したいと考えております。

また、議事録につきましては、委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、議事に入るに際しまして、委員の皆様にご覧がございませぬ。

御発言をいただく際には、お手元のマイクのスイッチを入れていただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

特許庁長官挨拶

○五神分科会長 それでは議事に先立ちまして、小宮特許庁長官から、まず一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小宮長官 特許庁長官の小宮でございます。

本日はお忙しいところお集まりいただきいただきまして、ありがとうございます。

本日、この1年間の特許庁の活動や、新しく検討している事項について御説明をさせていただくこととなりますけれども、昨年以來、第四次産業革命に関する検討や地域の中小

企業に対する新たな取組など、いろいろなことを新しく進めているところでございます。

また、本来業務でございます審査につきましても、ファーストアクションがもう10ヶ月を切って、かつ全体の登録までの期間も15カ月を切るような段階に至っておりまして、我々としては世界最速、最高品質の審査を実現しているという自負を持っているところでございます。

本日、非常に多様なことを一度に御報告いたすものですから、資料も非常に大部になっておりますけれども、是非、忌憚のない御意見をいただけたらと思います。

また、今後の特許行政に役立てていきたいと考えております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○木村総務課長 プレスの皆様、撮影はここまでということでございますので、よろしくお願ひいたします。

議 事

1. 小委員会の活動報告

○五神分科会長 それでは早速議事に入りたいと思います。

本日の議題は3点となっております。

最初の議題として、分科会に設置されている小委員会の活動状況について、二つ目の議題として、昨年10月から検討を行ってきた第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会の取りまとめ結果について、三つ目の議題として、特許庁の昨今行ってきた取組について事務局より御報告いただき、御議論いただきたいと思います。なお、本日は三つ全ての議題につきまして、まず事務局から御報告いただいた後、質疑の時間を設けさせていただきたいと思います。

早速ですが、最初の議題、小委員会の活動報告について、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○木村総務課長 それでは資料1-1を御覧いただければと存じます。

知的財産分科会に設置されています小委員会の活動状況について、概要をお示ししてございます。

本日は時間も限られておりますので、資料中赤い下線を付してあります特許制度小委員会、情報普及活動小委員会、営業秘密の保護・活用に関する小委員会につきまして報告書が取りまとめられておりますので、これらについて各事務局より報告させていただきます。その他の小委員会の活動状況につきましては、参考資料1を御用意しておりますので、適宜、御覧いただければと存じます。

○中野制度審議室長 資料1-2に基づきまして、御報告を申し上げます。

我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けてとあります。

1ページめくっていただきますと、1ページ目に、知財紛争処理システムの検討についてとございます。知的財産戦略本部知財紛争処理システム検討委員会の報告書や、知財推進計画2016を踏まえ、特許制度小委員会にて審議を行ったということとございます。

知財推進計画2016につきましては、適切かつ公平な証拠収集手続、適切な損害賠償額、権利の安定性の向上につきまして、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得るとされておりました、これを受けまして、小委員会で審議を行い、昨年度3月にまとめたとのこととございます。

内容について2ページ以降、御報告申し上げます。

まず、報告書では、1本目の柱である証拠収集手続の実現につきましては、特許権の侵害訴訟が技術的に高度な専門的知見を要する、あるいは侵害立証が困難であるという特殊性に鑑みまして、証拠収集手続の強化が必要とされました。

ただ、被疑侵害者の営業秘密の保護、及び証拠収集制度の濫用防止等に留意する必要があるということ踏まえまして、1)書類提出命令・検証物提出命令のインカメラ手続において、書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度、2)公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課し、証拠収集手続に関与できるようにする制度の2点につきまして、特許法の改正を視野に、検討を進めることが適当とされたところであります。

これについて、3ページ目以降、図によって少し分かりやすく説明してございますが、3ページ、現行制度の書類提出命令は、現行法下では証拠調べの必要性があることが発令の要件とされております。

ただ、特許権侵害訴訟に関連する書類は、技術的に複雑で膨大な量に及ぶ場合があるため、申立人が書類のみで取調べの必要性を立証することが非常に困難な場合があり、そのため、本来提出されるべき資料が、必要なしとして裁判所の目に触れることがなかった可

能性がございます。

4 ページを御覧いただきますと、知財紛争処理システム検討委員会の中で、委員の方が提出された資料でございますが、書類提出命令が問題となった51件中、認容の判断があったのは22件、うち損害立証目的は20件、侵害立証目的は2件だということで、申立ての多くは書類提出の必要性がないという理由で却下されているということになってございます。

こうしたことから、5 ページ目でございますが、特許制度小委員会の審議におきまして提案されたのが、インカメラ手続による必要性判断の導入でございます。こちらは、裁判所が書類提出の必要性を申立書の主張のみから判断しづらい現場に、当事者に書類を一旦提示させて、裁判所がインカメラ手続で実際に書類を見て必要性を判断できるという制度でございます。これによってその書類が裁判所の目に、より触れやすくなるということで、裁判所が書類提出命令の要否を判断しやすい環境が整うと同時に、審理に対する当事者の納得感も向上するという効果が期待されるということでございます。

証拠収集手続に関しましては、もう一つ、6 ページ目で、証拠収集手続において技術専門家による裁判官のサポートを強化する制度を新たに導入するということが提案されました。

現行法におきましても、専門委員制度など技術専門家のサポートの制度はございますが、書類提出命令におけるインカメラ手続などにおきましては、技術専門家のサポートの制度が現行では無いということがございますので、そこに秘密保持義務を課した技術専門家が裁判官のサポートをできるような制度の導入を検討するということが提案されたということでございます。

7 ページは、2 番目の柱である適切な損害賠償額の実現でございますが、これにつきましては、報告書では、現行制度の運用状況、ビジネスの実態、民事法体系との整合性等に留意しつつ検討されまして、まずは証拠収集手続を強化する立法的な措置を通じて、より適正な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えた上で、損害賠償額の認定に関する裁判所の運用や国際的な動向を注視しつつ、引き続き慎重に検討することが適当とされたものでございます。

御参考までに、8 ページ、アメリカとの比較で日本の損害賠償額が高い低いという議論がよくされるところでございますが、その参考資料としまして、2000年から2004年、2005年から2009年、2010年から2014年の特許関連訴訟の第一審における損害賠償額の中央値の値を日本とアメリカで比較したものでございます。御案内のとおり、アメリカにおきまし

ては陪審員制度というものもございますので、これで陪審員と裁判官で分けて比較しますと、紫のところですが、確かにアメリカの陪審による損害賠償の認容額は、日本に比べて非常に高いものがある一方で、裁判官による損害賠償の認容額につきましては、アメリカの裁判官と日本ではそれほど差はなく、またアメリカの方は最近だんだん下がってきており、ここ三、四年は日本と米国の裁判官で比較すると、それほど大きな差が無いということでございます。

ただ、損害賠償の認定額を比較する際には、法制度の相違、あるいは市場の規模など、いろいろな違いを踏まえる必要がございますので、これはあくまで参考ということになりますが、このような状況になっているということでございます。

9 ページは、日米の裁判官の損害賠償の認容額を拡大して比較したものでございます。

10 ページ以降は3 本目の柱である権利の安定性でございますが、こちらにつきましては、報告書ではこのような結論になりました。我が国の特許権侵害訴訟における現状を鑑みるに、特許権は一定程度安定していると評価できるということから、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況を注視しつつ、引き続き慎重に検討することが適当とされたところでございます。

11 ページは、権利の安定性に関する参考資料として、我が国における、我が国と海外とを比較した侵害訴訟における無効率と無効審判等における無効率でございますが、我が国における侵害訴訟、無効審判、いずれも無効の判断がなされた割合は大体3 割程度ということで、これも制度の違いがあるので、このまま比較するのが適当かどうかという問題はあるものの、このデータから見る限りにおきましては、我が国の侵害訴訟において無効な判断がなされる割合が、国際的に見て、突出して高いとは言えないのではないかとということでございます。

以上でございます。

○遠山特許情報室長 続きまして、情報普及活用小委員会より、特許情報のさらなる活用に向けてということで、御報告申し上げます。

資料1－3を御覧ください。

まず、最初のスライドですけれども、本小委員会では、次の三つの観点から検討を行いました。

具体的には、Ⅰ、特許庁又はI N P I Tが運営する公的な特許情報提供サービスのあり方、Ⅱ、法的検討も要する公報のあり方、Ⅲ、中小企業への情報普及施策のあり方です。

委員長は後藤晃先生、また、本分科会の釘宮委員にも御参加いただいております。キックオフの第1回を平成27年9月に開催し、全3回開催いたしました。平成28年の第3回小委員会で報告書案をお示しし、パブリックコメントを経て平成28年5月20日に公表いたしております。

2ページ目のスライドに移りまして、まず最初の論点、特許庁又はI N P I Tが運営する公的な特許情報提供サービスのあり方について御報告いたします。

基本的な考え方としましては、グローバル化の動きに十分対応しつつ、I Tの進展、海外庁のサービス、民間事業者のサービス、中小企業などのユーザーの要望を踏まえ、我が国ユーザーが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となるように特許情報サービスを提供し、広く普及をしていくための基盤を整備していくべきとされております。

さらに国は、保有する、正確で基本的な一次情報を無料で提供することを原則とし、民間事業者が高い付加価値をつけたサービスを提供していくための環境を整備し、我が国ユーザーによる高度な特許情報の利用を促すべきとされています。

具体的には、二つの観点について言及されており、一つ目の観点、出願情報・権利情報の確認のためのサービスでは、我が国ユーザーの研究開発等を促進するため、特許情報へアクセスする際のユーザーの負担を軽減していくべきとされております。

より詳細には、例えば①の審査官向けデータベースを著作権等の制約のない範囲で外部提供するなど、五つの項目が示されております。

二つ目の観点、世界最速・最高品質の審査結果の発信のためのサービスでは、我が国ユーザーが海外で円滑に権利を取得できるように、我が国の審査結果を海外庁の審査官等が参酌しやすい環境を整えるべきとされています。より詳細には、海外庁の審査結果も一括して表示し、審査書類に加え、引用文献なども提供し、海外庁の審査官等が我が国の審査結果を参照する上で必要な機能を搭載すべきとされております。また、日本語で書かれた審査書類などについても、海外庁の審査官等が参照しやすいように、機械翻訳の取組について強化していくべきとされております。

次に、2番目の論点、法的検討も要する公報のあり方について御説明いたします。

基本的な考え方ですが、公報における住所掲載、公報における情報提供の検討にあたっては、公報として情報提供をする必要性と法律上の意義、インターネットの普及に伴い、情報へのアクセスが容易になったことによる弊害などの視点も踏まえ、法的な手当てが必要な内容も含まれるが、対応可能なものから順次実現に向けた措置を講ずるべきとされて

おります。

続きまして3番目の論点、中小企業への情報普及施策のあり方について御説明いたします。

基本的な考え方としましては、地域の活性化に大きな役割を果たす中小企業に対し、知的財産への関心度にも配慮しつつ、特許情報の活用の重要性について中小企業の理解を一層深めるための施策を官民の連携を更に強化して、普及と支援を両輪として講じるべきとされ、さらに中小企業施策全般と一体的な取組が重要とされています。

具体的には、右の図のように、中小企業を①特許情報の重要性に気付いていない、②重要性に気付いているが活用していない、③特許情報を活用しているという三つのカテゴリーに類型化し、特許情報の重要性に気付いてもらうための普及活動——具体的には分かりやすい普及ツールの充実、普及手法の工夫、知財制度そのものの普及との一体化について強化していくこととされています。

また、特許情報を活用している方向けには、海外関係情報へのアクセス方法の普及活動の強化を行うこととしております。

次に、支援施策の拡充の観点では、特許情報の重要性に気付いているが活用していない中小企業に対してJ-P l a t P a t等の講習会や個別説明会等を一層充実させる、中小企業等特許情報分析活用支援を行う、海外の特許情報に関する支援策の強化をすることとしております。

情報普及活用小委員会の報告は以上です。

○諸永知的財産政策室長 経済産業省知的財産政策室長の諸永でございます。営業秘密の保護・活用に関する小委員会から、検討事項について御報告させていただきます。

まず、お手元のタブレットの中の参考資料4と資料1-4に沿って御説明します。

こちらの小委員会でございますけれども、昨年12月より第四次産業革命においてデータをどう保護していくのかを主軸に置きながら検討を進めてまいりました。

4月20日に、中間取りまとめに関する議論を行いました。御議論を踏まえまして、今、座長一任という形でして、できれば今月中には公表をしていきたいと考えております。本日お持ちしている資料は、4月20日時点のものです。

では、お手元の資料の1-4に沿って御説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目を御覧ください。

1ページ目。我々はデータの保護の検討を始めるに当たって、企業の方々などと、デー

タに関して、どのように契約を結んでいるかという点から検討していきました。やはり現状においても営業秘密として管理している方々がすごく多く、検討の場所をどうするか議論した結果、もともと営業秘密の保護強化について検討を行ってきたこちらの小委員会で引き続き検討させていただいております。

そして、1 ページ目の左側のグループの、秘密として管理された情報ですが、こちらは引き続き営業秘密としての保護強化を行っていただこうと考えております。そしてこのデータをどのようにすれば「営業秘密」になるのか、企業の方々へのPRなども含めて取り組んでいく。そして、必要に応じて管理指針や秘密情報の保護ハンドブックにも分かりやすく記述し、明確化していくよう検討いたしました。

逆に一番右側の端、データの利活用を政府としても進めていこうという中で、無制限・無条件でどんどん公開しているデータがございますので、このところに関してはフリーで使えるような部分が増えていくだろうということも御意見としていただいております。ただ一方で、真ん中の部分で、営業秘密としての保護ではないのだけれども、ある一定の条件のもとで管理しているものについて、例えば、コピーされたり、模写、複製でばらまかれたりすることによって、権利の無い方々が取得あるいは使用することを止めてほしい、そしてさらに差止を行いたいといった御意見をいただいていたのが、この検討を始めるに当たっての出発です。

それでは、続いて2 ページ目を御覧ください。

そんな経緯を踏まえまして、今日、御紹介するのは、今後の検討の方向性ということで中間取りまとめとして示したものです。

中央の黄色い四角にある、悪質性の高い行為によるデータの取得とは何であるのかについては今後詰めていきたいと思っておりますけれども、行為規制のアプローチによって、このデータの保護を進めていこう方向で検討いたしました。

そして、最後の悪質性の高い行為により取得され、転々と流通していったデータの使用・提供に関しても、不正競争行為として定めてはいかがかといった御意見をいただきました。今後、夏・秋に、引き続き行為規制の内容であるとか、保護対象、そして救済措置の部分、まず、不競法は民事・刑事両方あるのですけれども、データの部分に関しては、まずは民事から始めたほうがいいのではないかという御意見をいただきましたので、今回の検討としてはまず民事を前提として進めているところでございます。

続いて3 ページ目を御覧ください。

データの受渡しなどに関して、暗号化してプロテクトを渡していくケースが増えてきております。技術的制限手段の無効化についてですが、これは、元々コンテンツの保護としてやってきた部分でございますので、不正競争防止法上はコンテンツの視聴等を目的としたものが保護対象になっています。なのでコンテンツを、例えば、人工知能などで分析していくといった視聴以外の目的で利用するような形態も、保護対象として広げていこうということを検討しています。

そして、さらにその横、データと書かせていただきましたけれども、人間が目や耳で感知することができないもの、例えば、位置情報であるとか、電氣的な変化であるとかを暗号化などしたデータの流通も今後増えてくると思いますので、その辺に対しても保護対象として追加してはいかがかといった検討を行っております。

そして、最後4ページ目でございますけれども、これは法律として既に条文がある、立証責任の転換という規定になります。物の生産方法に関して、営業秘密の使用を推定するというものです。

そこに関して、その他政令を定めるという部分がございます。そちらでは分析方法、つまりデータ等を分析していく方法を、物の生産方法と同じような形で、実際に営業秘密に関して不正な取得が行われた場合に、その使用に関しては、裁判官の方が認めた場合に、使ったという推定を働かせるというものです。これは民事裁判において損害賠償額に大きく影響があるところでございますので、使用行為に関して推定を働かせるということで、化学分析方法だとか画像分析方法だとかを念頭に置きながら、検討を進めているところでございます。

後ろ5ページ目、6ページ目、7ページ目についてですが、今回、データに関して、不正競争行為により保護することを御紹介しました。一方、知財本部で行っている検討委員会では、物権的な権利を与えるようなことも一つの案になるのではないかと検討も行われましたが、様々な選択肢の中から不正競争行為によるアプローチからまず初めにやっていくというのがいいのではないかと御議論も頂きました。そちらも踏まえながら、政府全体としてやっている部分でございます。

私からは以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

2. 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会の報告

○五神分科会長 それでは、引き続きまして二つ目の議題について、第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会の報告書が今月19日に取りまとめられましたので、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○仁科企画調査官 ありがとうございます。総務課企画調査官の仁科でございます。よろしく申し上げます。

皆様お手元のタブレットの中にございます、資料2「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について（検討会報告書概要）」を御覧いただけますでしょうか。

こちらの検討会につきましては、昨年9月に開催されました本分科会にて、設置の趣旨につきましては御説明させていただいております。第四次産業革命を受けまして、産業構造が変化しているという認識の下、それに合わせた制度・運用を検討するために設置しました。

本分科会の委員でいらっしゃいます渡部先生に座長をお願いしまして、また同じく本分科会のメンバーでいらっしゃいます君嶋委員、鮫島委員、御供委員にも参画いただきました。昨年10月から10回にわたりまして検討を行いまして、先ほど五神分科会長から御紹介いただきましたとおり、今月19日に取りまとめを行いましたので、その概要につきまして御説明させていただきます。

資料をおめくりいただきまして、スライド1を御覧いただけますでしょうか。

まず、このスライド1でございますが、第四次産業革命と知財システムを取り巻く環境を整理させていただいております。

上から、「これまで」「現在」「これから」と三つ分けてございますが、「これまで」につきましては、「モノ」に関する技術が競争力の源泉でありまして、我が国の企業は自前技術を確立した上で、国際競争力を確保しておりました。また、「知財」と「標準」を組み合わせたオープン&クローズ戦略を推進しております。

下に移っていただきまして、「現在」のところでございますが、御案内のとおり、IoT、AI、ビッグデータに代表される技術革新が進展しておりまして、また、「データ」及びその「分析技術」、それをいかした「ビジネスモデル」が新たな競争力の源泉となっております。さらに、様々なつながりにより新たな価値が創出される産業社会、「Connected Industries」が到来しておりまして、加えて、オープン・イノベーションを通じて利益の

獲得やビジネスの拡大することが求められております。

このスライド1の右下の図にございますとおり、従来からあります知財と標準が深化・拡大した上で、さらに右側からデータが追加されるという形で、知財・標準にデータを加えて三次元的な複合戦略が必要ではないかという認識でこの検討会を始めております。

スライド2を御覧ください。取り巻く環境の続きでございます。

こちらに知財とデータと標準の関係をお示しした上で、この検討会での検討項目を青地・白抜き文字で記載をさせていただいております。知財と標準、データが3つ重なっておりますけれども、こちらは色分け、光の三原色のように3つの色で描いてございます。以下の資料は、この色分けに基づきまして作成しておりますので、頭の中に入れていただければ幸いです。

スライド3にお移りください。こちらからデータの利活用につきまして、この検討会でおまとめいただいた内容を御説明させていただきます。

各スライド、青い枠の中に、現状の課題や、検討会におきまして委員の皆様から御指摘いただいた事項を書いてございます。下の矢印に移りまして書いてございます事項が、こちらの検討会で「今後実施することが適切な事項」ということでまとめていただいたものです。

まず、スライド3の青い枠内でございますが、データの利活用に関しましては、官民データ活用推進基本法に見られますとおり、一定の法的基盤が整備されつつあるという認識でございます。一方、データを不正な利用から保護する仕組みが十分でないですとか、あるいはデータの利活用に関しましては契約に委ねられているという御指摘がございました。

これを受けまして、本検討会にて今後実施することが適切とおまとめいただいた事項が2つございます。

まず左側の不正競争防止法等におけるデータの保護でございます。

こちらにつきましては、先ほど諸永室長から御説明させていただきましたとおり、不正競争防止法の改正を視野に入れた検討を行っております。営業秘密の保護・活用に関する小委員会では現在検討中でございます。

その下でございますが、情報のデジタル化を踏まえまして、営業秘密管理指針、あるいは秘密情報の保護ハンドブックの記載を充実させるというような御提言をいただきました。

右側に移りまして利用権限に関する契約でございますが、データの利用権限に関するガイドラインの策定を行うための検討を行うべしという形で御提言をいただいております。

次に、スライド4を御覧ください。こちらから、産業財産権システムに関する議論の状況でございます。

まず上の枠でございますけれども、今後のイノベーションによりまして、新たなデータ構造の創出が想定されております。データ構造といいますのは、データの入れ物というようにお考えください。また、IoTが普及する中、モノとサービスが結びついたビジネス関連発明の出願が増えているという状況がございます。さらに、これらの新たな競争力の源泉につきましては、どんな要件を備えれば権利化できるのか分かりづらいという御指摘がございました。加えて、AI、3Dプリンティング、ネットワーク等による新しい技術の進展によりまして、新たな課題も生じている状況でございます。

これを受けまして、検討会で今後実施することが適当な事項としまして、3つ御提言いただきました。

まず1つ目、データ構造の取扱いの明確化でございますが、こちらにつきましては、この検討会の議論に合わせまして、特許庁で先行的に議論を行いまして、今年3月に事例の公表をさせていただいたところでございます。検討会からは、今後とも予見性を高める議論を継続すべきという御提言をいただいております。

右側に移りまして、IoTを活用したビジネスモデルを支える知財でございますけれども、こちらにつきましては、特許を着実に獲得し活用するための環境を整備すべしということで、具体例としまして、その下に4つ挙げられているような事項を御提言いただいております。

さらに下に移りまして、新技術への対応としまして、3つ項目を挙げさせていただいております。

まず、国境をまたいだ侵害行為に対する権利保護につきましては、裁判例の蓄積等を注視しつつ、引き続き検討すべしという御提言をいただきました。また、将来的なAIによる発明等の産業財産権上の取扱い、3Dプリンティング用データの産業財産権上の取扱いにつきましては、現時点では現行法で保護した上で、今後の技術動向等を注視すべきという御提言をいただいたところでございます。

次にスライド5に移りまして、産業財産権システムの議論の続きでございます。

IoTの普及に伴いまして、企業間の連携が増加する中、知財の管理コストが増大するおそれがあるという御指摘をいただきました。また、米国ではパテント・トロールによる濫用的な権利行使が社会問題化しております。このパテント・トロールといいますのは、ラ

イセンス料や高額な和解金を得ることを目的とした権利行使をビジネスとする者を指しております。

さらに、社会インフラを構成する規格につきまして、その実施に必要な特許をめぐる紛争が長期化しますと、経済ですとか産業に悪影響を及ぼすおそれがあるという御指摘をいただきました。加えて、特に、中小ベンチャー企業では、交渉や訴訟に当たり対応が困難になるという御指摘をいただきました。

これを受けまして、御提言として2ついただいております。

まず左側でございますが、標準必須特許に係る裁定制度の導入ということで、標準必須特許をめぐる紛争を対象としまして、当事者間による協議が調わない場合、行政が適正なライセンス料を検討するADRの導入を検討してはどうかという御指摘をいただきまして、こちらにつきましては、平成30年の特許法改正を目指して検討を進めるべしという御提言をいただきました。

右側でございますけれども、紛争の早期解決に資するあっせん制度の検討ということで、ライセンス契約ですとか特許侵害訴訟を対象としまして、中小企業等が使いやすいADR制度、あっせんにつきまして検討してはどうかと御提言いただきまして、こちらにつきましては、既存の民間ADRとの関係も整理した上で制度設計をすべしという御提言をいただいたところでございます。

次に、スライド6でございます。国際標準化を推進するための体制・人材の育成でございます。

まず、課題指摘事項といたしまして、ハード分野のみならず、最近ではソフト分野を含めた国際標準化を迅速に行うことの重要性が増加しているという指摘がございました。

また、標準化の活動は、従来の標準機関が中心となりますようなデジュール標準から、企業が集まりまして作りますフォーラムですとかコンソーシアムの標準へと変化しております。

また、研究開発やビジネスの検討段階から標準化活動を行わないと、他国のスピードについていけない状況が生じておりますし、さらに従来型の工業会を中心とした標準化の取組では標準を作ることが難しくなっているという指摘もございました。加えまして、標準化体制そのものの整備不足ですとか、あるいはこれを支える人材の量的、質的な不足を指摘されたところでございます。

これを受けまして、下側に記載のように2つほど御提言をいただきました。

まず各種ツールを活用した業種横断テーマの推進について、官民の標準化体制をより強化すべしということで、具体例としてその下に挙げてございますような御提言をいただいております。

また、右側に移りまして、標準化人材の育成の取組の強化ということで、今年1月に経済産業省で取りまとめました「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」に基づきまして標準化人材を育成すべしという御提言をいただいております。

また、標準関連の業務に関与する知財に関する専門家としての弁理士の役割を明確化してはどうかという点につきましても御提言をいただいたところでございます。

次に、スライド7を御覧ください。こちらの検討会では、個別産業分野及び中小・ベンチャー企業等の視点からの検討も行わせていただいております。個別産業分野につきましては、新産業構造ビジョンの中間整理にて有力分野として示されました、ものづくりの分野、モビリティの分野、健康・医療・介護の分野から御検討いただきました。検討の内容はこの資料に記載のとおりでございます。

また、中小企業等の支援を行う観点から適当な取組としまして、3つほど御提言をいただいております。

昨年9月の本分科会でも御検討いただきました、「地域知財活性化行動計画」に基づいた支援を継続するとか、あるいは「新市場創造型標準化制度」を活用した迅速な標準化による市場の拡大を支援する。さらには、大企業と小回りが効きまして創造力のある中小・ベンチャー企業との連携を促進すべきではないかという御提言をいただいたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

3. 特許庁の取組報告

○五神分科会長 それでは続きまして、三つ目の議題に関しまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○中村企画調査課長 企画調査課の中村でございます。特許庁の取組について報告させていただきます。資料3-1を御説明させていただきます。

まず、こちらで全体の概観を示させていただきます。今回は四つの分野に分けさ

せていただきました。

Iとして、「世界最速・最高品質の知財システムの実現」、IIとして、「グローバル化に対応する知財システム」、IIIとして、「知財分野における地域・中小企業の支援」、IVとして、一番下ですが、「事務の高度化・効率化」というところです。

私からはIのところを説明させていただきたいと思います。

資料3-2を御覧ください。世界最速・最高品質の知財システムの実現に向けた審査・審判の取組についてです。

めくっていただいて、順番に、特許、意匠、商標、審判の順に説明させていただきます。

まず、特許・実用新案に関する取組ということです。スライド3を御覧ください。

まずは世界最速・最高品質の特許審査の実現ということです。こちらは目標を掲げさせていただきながら着実に進めているところです。28年度は、例えば一次審査期間は9.5か月となっております。また、品質に関しましても、ユーザーからアンケート調査をさせていただきまして、満足、比較的満足というところのポイントを挙げさせていただいております。これら、きちんとさせていただき、日本の審査結果を世界に様々な形で発信していきたいと思っております。

また、スライド4を御覧ください。第四次産業革命への対応ということで、三つのことを行わせていただきました。

まず一つ目は、審査事例の公表というものです。IoT関連技術分野において審査事例を審査ハンドブックに追加させていただきました。こちらによって、皆様の権利取得の予見性を高めていただければと思っています。

また、特許分類も新設させていただきました。IoT関連技術は非常に様々な分野にまたがりますので、それを網羅的に抽出可能な特許分類（ZIT）というものを世界に先駆けて新設させていただきました。これを今後、さらに細分化していきたいと思っております。また、この分類は、五大特許庁に提案して、これから議論を進めていきたいと思っております。

また、次のスライド5を御覧ください。IoT審査チームというのを作りました。これはIoT関連発明に精通したIoT担当官からなるものです。彼らと個々の審査官が様々なIoTの分類の審査について協議させていただき、適切な審査ができるようにしていきたいと思っております。また、こちらに集まった事例とか知見を蓄積、共有していきたいと思っております。

また、次のスライドをめくってください。こちらは、面接審査関連施策の拡充による地域イノベーションの促進です。より積極的に、更に出張面接等を実施していきたいと思っております。四つ目のポツにありますように、経済産業局の知的財産室にテレビ面接審査スペースも設置いたします。こちらにより特許庁の審査官とテレビで面接ができるようになります。また、最後のポツですが、工業所有権情報・研修館に近畿統括本部を、この7月から9月の間に設置予定であります。こちらにおいても、出張面接室やテレビ面接室を設置いたしますので、御利用いただければと思っております。

次のページをめくっていただいて、意匠に関する取組について説明させていただきます。

スライド8になります。2015年に我が国とアメリカはハーグ協定に同時加入いたしました。それにより、左側のグラフを見ていただければ分かりますとおり、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願は非常に増えています。また同時に、我が国への出願動向、右側のグラフの赤いところがハーグ経由になりますが、増えております。このように、更に一層ハーグを使っていただければと思っております。

また、スライドの9ページを御覧いただければと思います。今回、意匠制度の利便性を向上させるべく、手続の簡素化に向けた検討を行い、意匠の審査基準の改定を行いました。今年4月1日から審査される出願に適用しています。

例えば、一番左側にありますとおり、意匠の新規性喪失の例外規定の適用の簡素化、明確化をさせていただきました。具体的には、この意匠の新規性喪失の例外規定で、第三者の証明が必要だったところを不要にしたということがございます。このような基準を改定いたしましたので、より一層意匠制度を使っていただければと思っております。

また、次の10ページ目から商標に関する取組を報告させていただきます。

11ページを見ていただければと思います。新しいタイプの商標、27年4月から保護の開始をさせていただきます。28年度は、色彩のみからなる商標を2件登録させていただきます。トンボ鉛筆とセブーンイレブンジャパンになります。まだまだこれから審査を着実に進めていきたいと思っております。

また、次の12ページを見ていただければと思います。商標も審査基準の改定をさせていただきました。

商標審査の予見可能性と一貫性を向上させるために、分かりやすい基準ということで2年間にわたって見直しを実施させていただきました。特に、28年度は商標の不登録事由ということで、何が商標にならないかということを経験例と共に例示を見直して、明確、か

つ、分かりやすいものにさせていただいたところです。

最後、スライド13で審判に関する取組に移らせていただきます。

14ページ目を御覧ください。審判実務者研究会を開催させていただいております。これは審判実務上重要と考えられる新判決の事例について、庁内だけではなく、外の実務者も交えて深掘りして、事例を研究させていただきました。特に今年度は、裁判官の方にオブザーバーで入っていただきながら、具体的に事例の研究をさせていただきました。これらは、日本語のみならず、英語でも公表させていただいております。

また15ページを御覧ください。英訳の審決の外部発信もしております。これらを行うことによって、A S E A N等の裁判官や、実務者の方が日本の審決を見ていただけるということにも非常に役に立っております。28年度末までに、累積で180件の英訳を提供しました。29年度は100件程度の提供を予定しております。

また、16ページ目です。この審判制度というのを理解していただくために、各地方など、いろいろなところで模擬審判廷による口頭審理の実演をさせていただきます。これによって、審判をより一層活用していただければと思っております。

以上です。

○野仲国際政策課長 続きまして、資料3-3を用いて、特許庁のグローバル化に対応する知財システムの取組について御説明いたします。

まず、スライドの1から5に記載されている各取組の前提といたしまして、現在の特許庁の国際活動の基本は、世界をリードする日本の審査をもとに、審査結果を国際的に発信、海外庁での利用促進をすることで、我が国企業の皆様が海外でも迅速かつ予見性高く権利取得できるようにすることだと考えて、様々な取組を行っております。

まず、スライド1の他国間協力・制度調和ですけれども、特許庁では、特許のI P 5、商標のT M 5、意匠のI D 5など、それぞれの法域における五大知財庁での協力枠組みのほかに、日米欧の三極、日中韓の3庁、日A S E A Nなど、様々な国際的枠組みを通じて多国間協力・制度運用調和の取組を進めております。

直近の予定としましては、赤い枠組みにありますように、日A S E A N特許庁長官会合を5月14から16日に、日本特許庁の主催で金沢において開催いたします。

続きまして、5月の末から6月の頭にかけてI P 5、五大特許庁長官会合をE P Oのホストによりマルタで開催いたします。制度調和につきましては、各国特許庁との議論だけでなく、ユーザーの皆様の声を幅広く吸い上げ、制度調和への弾みとすべく、6月20日か

ら21日にかけて、E P Oの主催で制度調和に関するユーザーシンポジウムというものを開催いたします。

続きまして、スライドの2、日本の審査結果の発信にまいります。

まず、P P Hですけれども、最近の動きとしましては、南米諸国とのP P Hが広がってきておりまして、ブラジル、アルゼンチンとは4月1日にP P Hを開始しましたし、チリとは8月1日にP P Hの開始を予定しております。また、去年はインドネシアに4回、P P Hの専門家を派遣するなど、単に対象国を拡大するだけではなく、導入済みのP P Hの実効性を向上するための取組というものにも力を入れております。

また、C P Gにつきましては、昨年7月のカンボジアに加え、11月にラオスとの間でもプログラムを開始しております。

その他、日米協働調査、P C T協働調査の取組も進めておりまして、特にP C T協働調査につきましては、資料では2回となっておりますけれども、今月頭に3回目の実務者会合を開催いたしまして、早期の開始に向けて、実務者間で調整を進めているところでございます。

続きまして、スライド3の情報化協力でございます。

昨年、一般ユーザーへの提供も開始したグローバルドシエですけれども、既に多くのユーザーの皆様にご活用いただいております。今後のさらなる機能改善、それからサービス品質の向上に向けて、ユーザーの皆さんの意見も伺いながら各庁と検討を進めているところでございます。

続きまして、優先権書類の電子交換につきましては、日米の間でよりセキュリティの高いW I P OのD A Sシステムへの全面移行を本年の10月に予定しております。今後、ユーザーの皆様への説明等を丁寧に行っていきたいと考えております。

それから、W I P Oが進めますe P C Tにつきましても、日本のユーザーの利便性向上につながるよう、J P Oとしても積極的に貢献すべく、W I P O国際事務局との調整を開始しているところでございます。

続きましてスライドの4、新興国・途上国の制度運用整備支援につきまして、新興国を初め、多くの国で知的財産制度の整備が進みつつある中、特許庁としても産業界の皆様へのニーズを踏まえつつ、また各国の発展状況も踏まえつつ、招へい研修や専門家の派遣を通じて各国の知財システムの整備支援を積極的に進めているところでございます。

特に最近では、新興国での出願増に伴い、新人審査官の採用を増加させている特許庁が

増えていることに対応し、特許庁としても新人審査官の研修協力に力を入れております。

また、日本がW I P Oに拠出した資金に基づいて、W I P Oが途上国支援のプロジェクトを行うW I P Oのジャパントラストファンドを通じた支援ですけれども、こちらについては今年度で開始から30周年を迎えます。これに伴いまして、来年2月には新興国等、約40カ国の長官等をお招きしたW I P Oハイレベルフォーラムを日本で開催する予定です。

最後にスライド5のエンフォースメントの強化ですけれども、最近では知財のエンフォースメントの最終局面を担う司法の場においても、国際的な協力が拡大しつつありまして、J P Oでも司法関係者を初めとする関連機関と連携して、国際シンポジウム等を開催し、知財司法分野における各国間の相互理解の促進に貢献をしております。特に今後の予定としまして、今年の10月30日から11月1日にかけて、最高裁、知財高裁、法務省とも協力し、アジア地域の司法関係者を招いた国際司法シンポジウムを東京で開催する予定です。

以上でございます。

○武田普及支援課長 続きまして、知財分野における地域中小企業の支援の取組について御報告いたします。

昨年9月26日に開催されました、第9回知的財産分科会で御議論いただき、地域知財活性化行動計画が公表されました。

スライドを1枚飛ばしていただいて、2ページを御覧ください。

この行動計画は三つの基本方針を柱とすることとしてございます。

一つ目が着実な地域、中小企業支援の実施ということで、全国レベルの取組でございます。二つ目が、基本方針その2、地域中小企業の支援体制の構築と、これは地域レベルの取組、それから3番目がK P Iの設定とP D C Aサイクルの確立ということでございます。

まず、一つ目の基本方針1にのっとりた支援策でございますが、まず、3ページを御覧いただければと思いますが、全国8カ所の経済産業局と沖縄総合事務局にございます特許室を、この4月1日から知的財産室と改組いたしました。特許庁が所管いたしております特許・実用新案・意匠・商標のみならず、営業秘密、標準化、地理的表示（G I）、それから育成者権、著作権等の知的財産に関する相談をワンストップサービスで行う体制を整備いたしております。

続きまして、巡回特許庁の開催でございます。4ページを御覧ください。

こちらでは、特許庁の審査官、審判官が地方に出向く巡回審査・審判を始めとしまして、地域の特性を踏まえた知財制度や支援策の普及を図る巡回特許庁を4地域6都市で開催し

ております。

出張面接審査につきましては、4地域で延べ213名の審査官が87社、552件の案件に対して面接審査を実施しております。

制度改正の説明会や知財金融、職務発明制度に関するセミナー、制度発足10周年を迎えました地域団体商標を記念するセミナーを開催いたしました。

そのほか、模擬審判廷による口頭審理の実演や、各種イベントに合わせまして、INPITと協力いたしまして、臨時相談窓口を開設いたしまして、出願の手続や営業秘密、知財戦略、海外事業展開などの知財全般の相談を受け付けてございます。

5ページのほうは、今年度の巡回特許庁でございますが、昨年度の6都市から13都市に増やして、開催を考えてございます。愛知県、大阪府での開催は引き続き行いますとともに、昨年まで開催がありませんでした北海道、東北、北関東、北陸、四国地域での開催を考えてございます。さらに熊本地震の復興支援ということで、熊本県、大分県での開催も考えております。

続きまして、6ページでございますが、INPIT近畿統括本部、INPIT-KANSAIの設置でございます。こちらは、今年の7月から9月の間に、近畿統括本部、INPIT-KANSAIを大阪駅隣接のグランフロント大阪に開設いたします。この統括本部におきましては、特許庁の審査官による出張面接審査、テレビ面接審査を実施するほか、特に中小企業からニーズの高い知的財産を活用した海外展開の支援や、営業秘密管理、知財紛争への対応に関する助言等、高度で専門的なサービスを提供する専門家を新たに採用いたしまして、支援を充実してまいります。

続きまして、基本方針その2に沿った取組でございます。支援機関との連携ということで、よろず支援拠点の初めとする、中小企業支援機関であります中小企業支援センターや、あるいは商工会、商工会議所などと連携を図ってワンストップサービスを実施しております。特に、よろず支援拠点の連携は、27年度に比べ、28年度は約3倍増ということになってございます。

そのほか、農業分野におきましては農林水産省との連携ということで、巡回特許庁では農林水産省の担当課長が講師として参りまして、地理的表示制度の紹介を行ったり、あるいは、地方におきましては経済産業局、農政局と連携したセミナーを開催いたしましたり、地理的表示制度、育成者権の研修を経済産業局職員、知財総合支援窓口の担当、支援担当者、それから弁護士、弁理士の専門家の方々が参加して開催しております。

また、9ページ以降には、参考資料といたしまして、減免制度の利用拡大や知財金融の取組、知財総合支援窓口の実績、それから、私ども特許庁の職員が中小企業へ出向いて支援策を紹介したり、意見要望を聴取しております産業財産権専門官の活動実績を掲載させていただいております。

以上でございます。

○木村総務課長 続きまして、特許庁における人工知能の活用について御説明させていただきます。資料の1ページ、2ページを御覧いただければと存じます。

まず、大きな目的でございますけれども、特許庁の事務の高度化、効率化を図ると、そして将来的な活用の局面におきまして、ユーザーへのサービス向上や職員の働き方の改革につなげるということでございます。

28年度の取組につきましてでございます。業務全体の棚卸しをさせていただきまして、892の業務に仕分けをさせていただきました。その上で、外部専門家の先生方の御協力も得まして、AIの活用の対象となり得る業務として15分野20業務を選定させていただいたところでございます。その上で、AIの活用可能性が高い、または費用対効果が認められる業務につきまして、先行的に実機を用いた実証を行いながら、今日、御説明させていただく当面のアクションプランを作成させていただいたところでございます。

2ページ目には28年度の検討のフローを整理してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に3ページでございます。業務の性質に応じたレベル分けでございます。

892の業務につきまして、左下の枠囲みの部分を順に上に追っていただきたいと存じます。具体的には、システム化で対応済みの業務、あるいは今後のシステム化で対応予定の業務、さらにはAIによる学習になじむほどの業務量が無い業務といったようなものを徐々に除外をいたしまして、残った20の業務をレベル3、レベル4という形で、過去事例からアウトプットの作成ができるもの、難しいものという形で整理をさせていただいたところでございます。それを取りまとめたのが5ページにございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に4ページをお開きいただければと存じます。28年度に実施させていただきました先行的な実証事業でございます。

これは、年間約30万件ございます電話での問い合わせの対応について、実機を用いた実証をさせていただいたところでございまして、学習させた分野における質問につきまして

は、上位5位までに提示される回答案に正解が含まれる割合としては、8割を達成したということでございます。29年度につきましても、更に精度を高めるべく、実証を継続させていただきたいと、このように思っているところでございます。

飛んで、6ページをお開きいただければと存じます。

今申し上げました質問対応も含めまして、2番の紙出願の電子化、6番の特許分類の付与など、複数の業務について29年度に実証をさせていただきますほか、その他の業務につきましても費用対効果分析を行いますとか、あるいは現状の技術では難しいということでソリューション案の見直しを行う、そして将来的な支援ツールとしての活用方法を引き続き検討していくということで、今後、平成34年度までを視野に入れまして各年度の取組予定を一覧性のある形でお示しさせていただいたところでございます。詳細につきましては、7ページから9ページにございますので、後ほど御参照いただければと思います。

最後に10ページをお開きいただければと存じます。

本年度の取組でございます。特許庁内での実証を継続いたしますとともに、先ほど申し上げました内容・業務の中には、一部外部機関に委託しているものもございますので、そうした機関の協力も得て、実証の幅を拡大していくということ。さらには、特許庁内に専門家の方から成るタスクフォースを設置いたしまして、最新の技術の動向なども踏まえながら進捗状況をきちんと点検をし、必要に応じて、今申し上げましたアクションプランの見直しを行いたいと思っております。

さらには国際会合などの機会を捉えまして、私どもの実証の結果を発信すること等を通じまして、世界の特許行政、事務へのAI活用を主導することを目指していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

討 議

○五神分科会長 多岐にわたる委員会での活動状況等の報告がありましたので、それではここから質疑及び討議に移りたいと思います。

事務局からの説明を踏まえ、三つの議題ごとに区切って、皆様から御質問、御意見をいただきたいと思います。

御発言の際はネームプレートを立てていただくようお願いいたします。

それでは、最初の議題、小委員会の活動報告について御質問、御意見があればお願いいたします。

早稲田委員、お願いいたします。

○早稲田委員 ありがとうございます。小委員会の活動報告で二つ意見を述べたいと思います。

まず一つが、「我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けて」ということでございますが、これは昨年来、ずっと御検討いただきまして、特許の技術を含んでいる立証の難しさと営業秘密等の保護を御検討いただいたということで、私は今の段階では、これはかなりできているものではないかと思っております。できているというのは、現在の方針を進めていっていただき、そしてそれを検証して、足りなければ、また更に進んでいただければいいと思っております。

なかなか、こちらにも書かれているように、民事訴訟及びその他の裁判のシステムの観点からいうと、特許の訴訟だからといって、直ちに、更に先に行くというのはちょっと今の段階では難しいかなということで、これはそういう現状を踏まえた議論としてはいい結論ではないかと思っております。

もう一つが、先ほどありましたデータの保護というところでございますが、これも第四次産業革命のいろいろなところを御検討いただいたところですが、やはり今の段階で排他的な性質をもったどのような権利にするのかというのは、各国の動向や、これからのどのような形で保護されるのか、また利活用されるのかというところを見ないとなかなか難しいと思っておりますので、そういった意味では、不正競争防止法を改正して、行為規制のほうから入っていくというのが、現段階ではいい方向性ではないかと思っております。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、続いて君嶋委員、お願いします。

○君嶋委員 私は、営業秘密の保護・活用に関する小委員会の報告のところから簡単に意見を述べさせていただきます。

資料1-4のスライド、2ページ目のところでございますが、データ利活用の促進に向けたデータ保護ということで、大変骨の折れる御検討をありがとうございます。

第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会には、私も参加させていただきまして、様々な企業、あるいは実務家の方々からの御意見を踏まえた御検討

かと思えます。

データの保護に関しては、保護を余り強くすると利活用が萎縮する一方で、利活用を余り重視しますと、保護が後ろに下がるという問題があります。データの不正取得等の禁止に関しましては、営業秘密の保護に関する日本の立法におけるこれまでの保護強化の経験を踏まえ、日本の経済あるいは社会における認識と、運用の際の適正な保護と利用のバランスということを考えていただけるとよろしいかと思えます。

営業秘密に関しましては、1990年に初めて不正競争防止法に明文が入って以来、だんだんに保護を強化し、現在では刑事罰も含めて非常に強い保護に移行してきました。営業秘密の場合は、秘密管理性であるとか非公知性といった要件により、その秘密を管理しているということを認識している者、（すなわち従業員であるとか、その秘密を契約によって開示された者）にとっては、どれが秘密か、営業秘密として保護されているかということが客観的に分かるわけですが、データの保護に関しましても、不正取得が禁止される場合に、禁止される対象であるデータがどのデータなのかということが、まず禁止される相手方にとって明確であること、それから転得等の場合においては、さらに転得者が、果たしてデータの塊が（財産という言葉は不適切かもしれませんが）誰かの財産であるのか特定することができることが重要だと思えます。また、不正競争防止法は、行為規制でありますけれども、どういう行為が許されないかというのは、やはり一定の特定性を認識できないといけないと思えます。既にスライドの2ページのところで、客観的に管理の意思について一定の認識ができることというような要件をお考えいただいていると思えますけれども、今後の立法に向けた検討に当たっては、更に緻密にその部分を御検討いただきまして、有用なデータを集めて管理している企業の利益とともに、それを契約等に反してこれを不正に取得したりする者に対しては契約違反等でいけるわけですが、そういった一定の関係にない相手方に対して、どういう場合に不正取得だと言えるのかという対象の特定性を、是非きっちりと御検討いただけるとよろしいかと思えます。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

中鉢委員、お願いします。

○中鉢委員 ありがとうございます。

この議題1、2、3のどの部分に関するのかわかりませんが、中小企業への情報普及施策について、触れたいと思えます。

制度としてかなり整備されてきていると思います。私どもも中小企業の支援をしていて気づくのですが、我々は技術支援という立場でいろいろ各地の巡回を行っており、そこで特許についてのコーナーも設けるのですが、残念ながら、限られた時間内では、なかなか企業が相談に来る件数は少ないというのが現状でございます。ところが、イベントが終わってから、個別の相談に来る方が非常に多くいらっしゃいます。ですから、正式のルートではなかなか相談しにくい個別の問題がおりなのだということを感じ、制度としてはできているのかもしれませんが、これがどう活用されるかということについては、まだまだ課題があるのではないかとこの予感がします。この施策についてはまだまだ十分ではないという認識で、なお一層、支援の策について御検討いただければと思います。

もちろん出張面接審査であるとか、いろいろな地域での活動をされていることは大変結構だと思っております。

ただ、最後の他機関との連携というところを拝見しますと、この他機関との連携がどのように生かされているのか、どうしてもこれだけ見るとばらばら感があると感じます。同じような特許支援については、金融機関も行っていますし、大学も行っていますし、公設試も行っています。特許庁とのイベントとの関連性がいま一つ、ここで少し分かりにくいなという感じがします。

それから、もう1点だけ。

これも地域巡回で何件か話を聞いて感じることですけれども、中小企業の海外特許の出願について、海外で特許を権利化してからの権利行使に対する難しさです。

定量的なデータを取っている訳ではありませんけれども、技術流出につながるのではないかと躊躇しているという話を耳にしたことがあります。ですから、海外に出願しようということを推進すると同時に、権利化してからの課題についても専門家の派遣など、いろいろな面で寄り添って議論をしていっていただきたいなと思います。

限られた時間でこういう込み入った相談というのはなかなかとりにくいかもしれませんが、是非いろいろなところと連携しながら、こういった情報にまで手を差し伸べていただきたいと思います。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは田原委員、お願いします。

○田原委員 特許制度小委員会の資料1-2にある、「我が国の知財紛争処理システムの

機能強化に向けて」について、意見を述べさせていただきます。

6 スライド目に、サポートのために技術専門家を選出するということが書かれております。技術専門家として現役の技術者を選出した場合、悪意がなくても、本人も気が付かないうちに未公開の技術を利用してしまふといった二次的被害が生じる可能性が考えられます。そこで、サポータとしては例えば既に現役を退いた方、もしくは同様の分野、例えば工学系の中でも、電気系ではなく機械系の方など、サポータが知った技術が直接利点にならないような選出の仕方が望ましいと考えられますので、御検討いただければと思います。以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

一つは意匠制度小委員会や、商標制度小委員会で、この前、色彩のみからなる商標などの新しい商標が登録されまして、私たちの夕方のニュースの番組でもとても関心を持ってそのニュースを見てもらえました。知財はなかなか一般の人に伝わるのが難しいので、こうしたことは積極的にお知らせできるといいなと思っております。

それで、匂いですとか手触りですとか、そういった日本ではまだ商標になっていないものというのがありますが、ニーズが少ないということで、今の現状を納得はできるのですが、逆に例えば色彩のみからなる商標や音商標でも、海外では日本より先に商標登録を認めています。このケースは、企業は本当はそこにニーズがなかったわけではなく、海外に商標登録をして、その後日本で商標になったものの例です。このような例では、企業がすごく商標登録への意識が高ければ、自分たちで海外で調べて先手を打つことができるんですけども、それほど意識が高くないと、海外で出遅れてしまうという可能性があるのではないかと思います。

つまり、海外で既にあるもので日本にないからといって、日本の企業の人たちがそこに気づくことがないまま立ち遅れになって、そして日本でいざそれを考え始めたときに海外においては遅れてしまう。そういう可能性があるのではないかと少し心配になりますので、こちらの委員会でもそういった方向は出ていますが、海外の状況をより丁寧に見て、今の日本のニーズよりも更に先を行って、次の戦略としていけるような形で取組んでいただければと思います。

もう一つは、情報普及活用委員会でも今ありました中小企業への情報の普及は、重要に

なっております。また、次のテーマの第四次産業革命においても、中小企業というのは、ドイツなどをみても、いろいろなところで非常に鍵になってくると思います。

それで、知財の意識戦略が重要だということは言うまでもないことですが、今も御意見であったように、一つ一つの施策がまだ完全につながっている感じがなくて、地域の金融機関は地域の金融機関でそれぞれやっていたり、連携は取っているとはするものの、もう一つ工夫のしようがあるのではないかと思います。

さらに言うと、巡回なども、まずこれを始めるということが大変すばらしいと思うのですが、まだ数とか広がりに関しては、この先もっとふやす必要があると思います。よろず支援拠点などに窓口を開いているとか、あるいは来たら情報を渡しますよということに関しては、積極的に情報をとりに来る企業に対しては伝えることができると思うのですが、多くの企業の、全く知財の重要性に気づいていないというところにある企業にとっては、まだまだ遠いのではないかと思います。

ですので、例えば全然違う話ですけども、臓器移植の意思表示であれば、運転免許証を取りに行ったら臓器移植意思表示記入欄にマル・バツをつける機会が自然とあるとかそういうような自然な形で、例えば中小企業であったら必ずやる、金融機関への借入れとか、あるいは税の申告とか、そういった企業であれば必ず通るようなところに知財のことを考えるような一つのフックをうまく入れて、しかもそのフックは単にプリントを渡すということだけではなく、もう一步積極的に、御社の知財に関してもう一回考えてみませんか、もっと武器になることを考えてみませんかというような問いかけができるような取組を入れますと、意識が低い、まだそこに気がついていない企業でも、知財の重要性に気がつくことができるのではないかと思います。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

今、札が立っている方に御発言いただき、次の議題の討議に移りたいと思います。議論は関連していると思いますので、最初のテーマの部分について簡潔に御発言をいただければ幸いです。

鮫島委員、お願いします。

○鮫島委員 すみません、今の中小企業の話ですけども、私は、2004年からこのテーマをずっと特許庁と行ってきて、今年で13年目になります。

民間の委員としての発言というよりも、特許庁サイドで行ってきた人間としての発言に

なるのかもしれませんが、今まで行ってきたことは、中小企業に対して知財の重要性の啓発でした。これを最初の5、6年行い、それをシステム化しなければいけないということで、知財総合支援窓口というものを作りました。これは全ての中小企業の知財の啓発、それからいろいろな御質問を受け付ける支援窓口であります。この窓口の設置により、一応知財のご相談に対してのインフラは整ったのですが、結局ビジネス的支援が重要だということで、よろず支援総合窓口と連携をしないといけないと考えたり、地方への発信のために、巡回特許庁を行うとか、いろいろな施策を行ってきたわけです。

ここから先は私の個人的な見解にはなりますが、私としては、この種の啓発的なことはほぼやり切っているなと思います。これ以上この路線を継続して、本当に費用対効果が見合ってくるのでしょうか。もちろんやめると啓発度が下がってしまうのでやめろとは言いませんが、それよりも、この活動を続けていて、中小企業の技術によって日本のGDPが本当に増えるのかということをご数年間は非常に心配しています。

知財マインドを持つべき中小企業は8割方、啓発し終わっています。もしマインドを持っていない中小企業があるとしたら、それはマインドを持つ必要がない下請け100%のような業態の中小企業だったりします。ごく例外的に、本来はマインドを持つべきなのだけれども、マインドを持ってないでいる中小企業もありますが、これは正直言って、経営責任の問題であって、国による知財支援の問題ではないと考えています。

そうなると、中小企業・ベンチャー企業の技術を使って、どうやって日本のGDPを上げていくのか、ここにこそ施策の焦点が絞られるべきです。私は中小ベンチャー企業の技術をグローバルに発信するためには、中小企業・ベンチャー企業の力、もしくは外部による支援だけでは、不可能であると思います。何をしなければいけないかというと、イノベーションをグローバル展開するパートナーを見つけることだと思います。これが中小企業・大企業連携ということで、今年度から施策が走ると聞いていますが、これをどのようにして行っていくのか。日本のGDPをどうやって中小・ベンチャーの技術で創り出していくか、これを議論することが非常に重要な局面を迎えていると私は思っています。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。非常に本質的な御指摘だと思います。

続きまして、渡邊敬介委員、お願いします。

○渡邊（敬）委員 ありがとうございます。私のほうから、資料1-2の一番最後、権利の安定化について、お話しさせていただきます。

このデータを見ますと、日本は約30%の無効率で比較的安定しているのだらうなと思います。ただ、権利者サイドから見れば、この点は低ければ低いほど安心して権利を使えるということになるので、この点で満足というわけにはいかないと思っています。

一方、異議申立制度が始まっております。これによって、事前に無効理由に該当するようなものはある程度整理されていっているであろうと推測はできますが、まだ始まってそう年月がたってないので、比較対照するにはまだデータが十分じゃないと思いますけれども、異議申立制度が始まってから後とその前とで、この安定性がどう変化するのか、これはひとつ検証していただきたい。

それから、もう1点、異議申立の対象になった権利がどの程度訴訟に使われるのか。多分、異議申立の対象になったというのは、比較的周りから見て気になる権利ということになると思うのです。異議をかいぐって特許になった場合、それが後でどの程度、事件の元の権利として使われているのか、その他のものとどういう比率になっているのか、それを見て、もし異議を申立てて、しかも訴訟を起こす権利として使われ、かつ安定性が高いということであれば、これは言うことないものですから、その点をひとつ検証していただきたいなと思っています。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

続きまして、飯田委員をお願いします。

○飯田委員 アカデミアと企業のオープン・イノベーションを推進する立場から発言をさせていただきます。昨今、医療分野ではAIを駆使したゲノムデータであるとか、臨床研究のデータはじめ、アカデミアが有する各種データに対して産業界からニーズが寄せられ、やりとりがされています。

その中で、データに内在する個人情報保護に関しては法改正がなされたこともあり配慮が強化されているところではありますが、知的財産に関しては、意識が十分とは言えないのではないかと現場において感じているところです。そのため、本日お話のありましたデータの保護の充実というところは、大変重要な視点だと理解しています。

ただ、その中、今回の御提案ですと、提供者サイドに対する保護が重視されているように見受けました。データの受領者サイドに対する保護という視点も必要でありますので、データをめぐる健全な取引環境の整備に向けた制度設計をしていただければと願っております。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それで、久慈委員代理、お願いします。

○御供委員代理（久慈氏） 知財協会の久慈です。議題1と2に関連する話なので議題2でもいいかなと思ったのですが、各小委員会がどんどん進んで検討されているというのは非常に結構なことだと思います。

知財協会からも、各小委員会に委員を出しているのですが、今回のテーマに関しては、今まで企業のメンバーが知識とか経験があったような分野では無いところがかなり入ってきていると思います。

例えば、データという話のときに、イメージしているのがみんなそれぞれ違っているという問題があります。それから、3年たったらどうなっているのか、世界はどうなっていて、5年たったらどうなるのか、これはなかなか現段階では意見として言うにも、分かっていないですね。

知財協会では、今回、第四次産業革命プロジェクトというのを作りまして、各社で様々な発言をするときにまず自分たちが勉強して、世界の動き、情報を集めて、それから各社といっても、立場によって生データをつくる側の企業であるとか、それを分析する企業であるとか、サービスに持っていく企業であるとか、立場が違いますから、その実際のところはどうか、そこで意見を発信するのが日本の将来の産業にとってどういう影響があるのか、そこまで考えてから発言するようにしようというふうに、今年になってからですが、切り替えております。そういう活動をしておりますので、各小委員会の検討がこれからも継続検討されるのが多いと思いますし、その継続検討のときに、今のこの範囲だけでいいのか、もっと広く、ほかにも問題があるのではないかと、そういう観点で見えていただければと思います。

あわせて、産業界でも盛んに検討しておりますので、できるだけ連携を取っていただいて、日本の将来の競争力を強化するにはどういうところに力を入れればいいのか、そういう観点でやっていただければと思います。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。一歩先のビジネスの形を見据えた形の議論をいかに実効的にスピーディーに進めていくかという御指摘だと思います。

それでは、渡部俊也委員、お願いします。

○渡部（俊）委員 ありがとうございます。先ほども渡邊委員から、データについてもっと詳しく分析という話がありました。趣旨として同じなのですけれども、特に紛争処理プロセスについて、幾つかデータが出ています。これらのデータについては、いろいろなことを言われると思います。これは本当によく整理をしておいていただきたいというのがお願いでございます。

たとえば、日米の関係で、陪審員の裁判であることが大きな影響があることは、そのとおりだと思います。

では、陪審員の裁判を除いたときに、例えば裁判官の裁判で、どういう比較になっているのか、具体的にはウィルフルネスがどう効いているのかというようなことです。実は我々のところでやりますと、陪審員の裁判しか実は有意には効きませんと。そういうのが、結構いろいろなことがこれから必要になるのでないかと思っておりますので、そこは日米だけじゃなくて、中国も相当いろいろな意味で調査されています。しかもかつ定量分析は比較的、最近かなりよくやられていますから、そういうものをよく集めていただいて、いろいろな観点でエビデンスを出せるようにしていただきたいというのが1点です。

それから、書類提出命令について、ここに技術専門家に秘密保持義務を課して関与させるということですが、この内容、もう十分御理解いただいていると思っておりますが、誰に行わせるかというのが非常に重要でして、この議論というのは技術的な知見を裁判の中にどういうふうを導入するかという議論です。今回の要約資料には書いていないのですけれども、専門委員というような意見もあると聞いていますが、そもそもこの専門委員制度自体も非常に慎重にいろいろなことを考えられて、導入されたものでは必ずしもないんですね。

元々、医療過誤とか建築訴訟で検討されていたものです。この目的で各国でどういうふうに行っているのかというようなことを、これもデータですけれども、踏まえて、十分検討すべきことと理解をしています。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの議論について、事務局から少しコメントをいただければと思います。

○木村総務課長 様々な御指摘をいただいたと思います。

全て回答し切れない部分があるかと思っておりますけれども、制度審議室長と知的財産政策室長のほうから、一言ずつコメントいただければと思います。

○中野制度審議室長 ありがとうございます。

時間の関係もありますので、代表的な御意見についてコメントいたします。田原委員と渡部委員から、技術専門家がどうあるべきかとの御指摘がありましたけれども、これは実は、特許制度小委員会の中におきましても全く同じ議論がされており、特に大学の先生などは困る場合があるということをお指摘いただいております。この特許制度小委員会の報告書では、方向性は提言で決まっていますが、具体的にどのような運用をしていくのか、どのように人選をしていくのかということにつきましては、御指摘を踏まえて、今後検討ということになってございます。

また、渡部委員から御指摘がありましたデータについて、いろいろ勉強させていただきたいと思っております。

以上です。

○諸永知的財産政策室長 続きまして私から。

先ほど御意見いただいた中で、排他的な権利というよりも公益性といったところ、我々としてもそのように検討を進めているところでございます。

一方でデータを受け取る側の、万が一、侵害をしているのではないかという不安に対し、安心して頂けるよう、引き続き検討してまいりたいと思っております。

そして、要件に関しましても、先ほど久慈委員代理から御意見いただきましたが、産業界ともしっかり連携をとりながら、今後、夏・秋で要件を詰め、ニーズに応じていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして二つ目の議題、第四次産業革命を視野に入れた知財システムのあり方に対する検討会の報告について御質問、御意見をいただきたいと思っております。

また札を立てて、御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、渡部委員、お願いします。

○渡部（俊）委員 私が取りまとめをさせていただきましたので内容的には了解しているのですが、1点、ADR、裁定について、この裁定、ADRがどのような性格を持つのかということは、その前段のプロセスをどのような設計をしていくのかということに随分関わってきます。

今、パテントプールがなかなか機能しなくなった中で、ライセンスの情報を例えばフォーラムをつくって共有してやろうかみたいな話をヨーロッパでは検討されていて、これは

国際機関W I P O等にも関与させてやるような話も聞いていますけれども、このような例もふまえ前段のところで、どのような工夫をするのかということ併せて検討していくことで、ここのA D Rの性格というものがはっきりしてくるのではないかとということで、そこは課題だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○五神分科会長 中鉢委員、お願いいたします。

○中鉢委員 ありがとうございます。

特にインダストリー4.0といいますか、第四次産業革命との関係でいうと、今のところ、ドイツから提案されているインダストリー4.0の中身というのは、そのデータにおいても知財においても、誤解を恐れずに言うならば、それほど大きな補強がないままに非常にコンセプトとしての標準化が行われているということです。

日本はどちらかというと、データに基づいて知財を権利化し、そして標準化に持っていくという、こういう流れだと思います。

その流れに対して、日本が劣後しないようにということで、いろいろな対応をされているのではないかと思うのですが、実際にドイツの方と話しますと、今回のC e B I Tでも議論がされているように、インダストリー4.0でつながるはずが実際はつながっていない、そういうことが分かったので、そこのところを掘り下げていこうという、いわば共通言語を作っていこうということです。日本の産業界から見るとインダストリー4.0というのは中身がはっきりしないなということで軽視しがちになるところですが、これはどちらがいいとか、どちらが悪いとかということよりも、ヨーロッパはこのようなやり方が非常に主流のように見えるということのようです。そのような中、我が国がどうするかという視点は非常に重要だなと私は感じます。

それからもう一つ、先ほどどなたかのお話にもありましたけれども、知財と標準化の問題、それと、データを結びつけ、三位一体で考えるというのは非常に重要な考え方だと思います。

中でも、技術をやっている、あるいは権利を出そうとする側から言うと、データは極めて重要で、むしろその後のプロセッシングの考え方を知財化するところというのはあまり競争的ではなく、良いデータを持っているところが最終的には勝つということです。国の財産として保護すべきは、この良いデータであり、このデータをどういうふうを活用するか、キープするか、ということが大事なのではないかなと思います。

アメリカや諸外国と比較し、日本は残念ながら少し劣後しているという表記がありまし

たけれども、むしろ権利化されずに散在しているデータがいっぱい日本にはあるということです。ここできちんと、このデータの保護と権利化というものを考えていく必要があるのではないかなということを感じました。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、渡邊敬介委員、お願いします。

○渡邊（敬）委員 資料の5-2、ここに標準化の問題について御指摘いただいて、弁理士に対して業務を明確化して欲しいという、弁理士に対する期待というのが入っておりまして、非常にありがたいと思っています。

弁理士会も、この標準化に対して、今期は中小企業の標準化戦略に焦点を当てて、これをまとめて、これを早いうちに会員に還元していこうと考えております。それから、例えば弁理士キャラバンを通じてコンサルに活用していこうというふうに考えております。

このほか、オープン・クローズ戦略、それから営業秘密のほうも弁理士にしっかり対応できるように計画して、研修を強化していこうと思っています。

そのほか、ここに入っていますデータの保護については、これから具体的な法整備に入るということになると思いますが、弁理士も積極的にこの保護に関与していこうと思っています。

それについて、この法整備を進めるとともに、できれば弁理士が関与しやすい法環境を整備していただけたら非常にありがたいなと思っています。

○五神分科会長 ありがとうございます。そのほかに何か御意見等ありますでしょうか。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

大きな話、いずれも共感するところでございます。

その後、小さな話で恐縮なのですが、資料5の6ページ、標準化人材育成の取組の強化のところでございます。

これは別の会議でも同じような表現があったので、五神先生もいらっしゃるところで申し上げたことがあるのですが、右の箱の最後の○のところ、「専門家としての弁理士の役割を明確化」というところがございます。

役割を明確化するのは、弁理士の場合もあるのかもしれないのですが、この標準化人材の専門家としては、弁理士と共に弁護士も各国においてフォーラムセッティングやプール

ライセンスなどの活用、それから必須性の判定、また、侵害に対する権利行使など弁護士が活動してございますので、専門家として、この「弁護士」の3文字も入れていただければと思います。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、君嶋委員、お願いします。

○君嶋委員 恐れ入ります。

先ほどの標準化人材のところでございます。

第四次産業革命の検討会でも申し上げましたが、弁護士、弁理士といったそれぞれの分野の専門家とともに、現在、標準化にかかわっているのは企業の方が一番多いと思います。企業のある程度経験を積んだ方々が、それをもとに標準化にかかわっているわけですが、次世代の教育も非常に重要になってくると思います。

この点に関しましては、今まで培われたノウハウであるとか、あるいは技術分野の専門教育と、それから法律であるとか標準化ということであると、法律の枠だけではなく、もっと広い面での経済への視野というものが必要になりますので、若い世代の教育というものは是非、視野に入れてお考えいただければ、ある程度今も動きがあるようではございますけれども、大学などで学際的な教育の面でも、標準化人材の育成ということを視野に入れて、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは事務局のほうから少しコメントをいただければと思います。

○木村総務課長 ただ今御指摘いただきましたことにつきまして、総務課の企画調査官と、バックシートから基準認証の標準の関係で一言申し述べさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○仁科企画調査官 幾つか御指摘いただきましたけれども、まず、裁定制度の設計につきましては、今後、特許制度小委員会等で詰めを行っていきたいと思っておりますので、御指摘の事項を踏まえまして検討を行っていきたいと思っております。

また、ドイツのインダストリー4.0がコンセプトという形で出ている中で、日本における検討で知財と標準化とデータの三位一体で検討することの重要性を御指摘いただいたところでございますけれども、その中で、権利化されていないデータが散在しているのでは

ないかという御指摘をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、データの保護の重要性につきまして知財本部のほうでも検討していますし、先ほど知財室の諸永室長からも御説明させていただいたとおり、データの保護という観点から検討を進めているところでございますので、データを保護することによって利活用が進むという側面があると思います。そういった観点から引き続き検討していきたいと思っております。

また、標準化人材のところ、次世代の教育も重要ではないかと御指摘いただいたところでございますけれども、こちらにつきましては、この検討会の中でも標準に関与する人材の高齢化というところを御指摘いただいたところでございまして、この高齢化に対しまして、どういった形で対応していくかというところで御指摘いただいたところもございまして、この人材育成のアクションプランの中を通じまして、そういったことにも対応していきたいと思っております。

○中山基準認証政策課課長補佐 補足させていただきます。経済産業省基準認証政策課の中山と申します。

中鉢委員から御指摘がございました各国との連携、特にドイツとの連携につきましては、3月19日のドイツのC e B I Tにおきまして、世耕大臣から署名いただきましたハノーバー宣言、こちらの中で一つ目、二つ目、国際標準化の取組を宣言させていただいております。

オールジャパンというよりも、むしろ各国との連携をとりながら国際標準化を進めていくことが非常だと我々も認識しており、御指摘のとおりでございます。我々もそういった各国との連携を進めていきながら、遅れないような形で標準化に取り組んでいきたいと考えてございます。

また林先生からも御指摘ございましたが、専門家の方々にお助けいただきながら標準化を進めているところでございまして、弁理士に限らず弁護士もということで、我々のほうは「等」で書いているつもりでございましたが、こちらはしっかり明確化していく方向で検討させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、知財の標準化の人材育成、こちらは大学のみならず、もちろん標準化、かなり現場での経験を踏まえながら学んでいくところもございまして、O J T、国際標準化会合で実際に若手の技術者を派遣しながら、ベテランの背中を見て学んでいただくという支援も進めているところでございまして、各方面の支援策を通じて、標準化の若手の人材育

成も行いたいと考えております。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほか、追加で何か御意見はありますでしょうか。中鉢委員。

○中鉢委員 発言が多くて申しわけないです。

先ほどの発言の確認のために申し上げますけれども、データの保護と言ってもいろんなデータがありまして、例えば大学のアカデミアでやるものは、アカデミアのマナーとして、きちっと誰がオーナーシップを持っているかというのをやるとは思いますけれども、これは知財の世界とは全く違います。特に公的研究機関の場合には、一方でデータを全部公開しなさいというような声もあります。

それを全く無制限で行ったとき、成果物としてビジネスとして成立し、あるいは産業としての価値があるものについては、価値保護として知財があるかもしれませんが、その前段のデータそのものが非常に価値があるのです。これをどう守るかという問題があると思います。

それと、むやみやたらに公開してしまうのも問題がありますが、むやみやたらに隠すというのも問題で、例えば医療データのような個人情報、パーソナルデータをビッグデータにすることによって何かが見えてくる、こういうケースもあります。

この非常に複雑なものの中での価値抽出について、データ保護の観点でも考えていただきたいということでございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

座長の立場ですので発言を控えていたのですが、一言コメントをさせてください。インダストリー4.0は衝撃的な提案であったかと思いますが、これはいわばIoTを製造業に適用するということでありました。その議論から第四次産業革命という、より大きなコンセプトが見えてきました。更に進んで、日本の第5期科学技術基本計画では、未来の社会の姿としてソサエティ5.0という共通ビジョンを提示しました。その社会の転換が、思った以上にスピーディーに起こっています。ですから、人材についても、大学は今まで若い人を育てて社会に送り出す、いわば発射台であればよかったのですが、それでは社会の変化のスピードに到底間に合わないということで、リトレーニングなども含めて、世の中で既に活躍している全世代を、これは高齢者も含めてですけれども、活用する取り組みを同時に進めて、日本が新しい産業構造、産業モデルに転換していくことをいかに加速して

いくかを考えていかなければなりません。

そのような意味で、ベースとなっている考え方が社会の変化のスピードに追いついていけるのかというところがかなり根本的な問題になっています。このような審議会の場で議論しますと、特許庁として扱える範囲の中で何をやるべきかという議論になりがちです。これまでの御意見を伺いますと、やはりそれを超えていかなければならないと感じます。

今までの成長モデルのように、資本集約で産業を大きくしていけば良いということであれば、投資を行って立ち上げるという過程で時間的な猶予があったので、競合相手はその間に何かをすることも、ある種可能でした。しかし、今は、情報通信技術を駆使することで、わずかな投資でも波及力の大きいビジネスを興すことができます。すばやく新しいことをやった人が総取りしてしまうのです。その中で、日本の知的なもの、あるいはGDPを上げるような力をどう守っていくか、あるいは、それに向けて次世代を担う人たちがトレーニングに励むような環境をどう作っていくかが重要です。このように様々なことにパラレルに対応しなければなりません。

ですから、ここでの議論の中で扱えるものと、この範疇からはみ出ているけれど、ここでの議論の中でなければと抽出できないものがあります。そこで、ここの中でできる議論だけに閉じて、はみ出る話は置いておく、ということにはせず、はみ出る話が出てきても、それをより高いレベルで議論できるところにトランスファーしていく仕組みを作っていくことが必要です。今ここで御議論いただいたように、社会の構造自身がパラダイムシフトを起こすときに、そういう大きな議論も時々したほうがいいのではないかと考えております。

ほかに、御意見はありますか。

それでは、最後の議題、特許庁の取組についての御意見、それについて何か御意見、御質問等あれば。

それでは、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 どうもありがとうございます。

中小企業の経営者として一言お話をさせていただきます。

どこかの資料にございましたが、中小企業にとりまして、知財が取りやすい分野というのは商標だというふうに承知しております。

中小にとりましては、一番身近にあって取りやすい知財が商標で、ところがこの商標につきまして非常に認識の低いのも中小でございまして、企業価値の高いところにもかかわ

らずグローバル展開が遅れて、いざ万事整って外に出ていこうとしましたら、第三者に権利が奪取されているということが、特に中国あたりで、私の経営仲間でも複数おられます。

そういったことが何とかならないのかなというふうに思いまして、先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、特許庁で、相談という形ではなくて、もう一步踏み込んで、グローバル化に向けて商標奪取を御検討いただきたいと思っています。

むやみにするわけじゃなくて、ブランド力があるといいますか、もっと究極に考えていきますと、企業価値の高いところ。もっと言いますと、例えば、法人税をきちんと数年にわたって払い込んでいる企業などをピックアップして、企業価値の高いところの背中を押すというところの施策ぐらいまで実施しても良いのではないかなと思っています。

もうちょっと踏み込んで言いますと、ブランド商標を一部、権利者があれば、国際商標を国が国有化してしまっただけで、後で権利者のほうに買取り可能にしておくというふうにして先行でとりあえず奪取してしまうと、というところが、ちょっと過激かもしれませんが、そういったところにまで来ているのではないかというふうに思っています。商標というのは、更新が可能な権利でございます。一旦権利を取られますと、これを取り返したり、新しく取るということはほとんど不可能に近いといいますか、大きな労力と金銭的な負荷がかかるものですので、是非、そのあたり御検討願えたらというふうに思います。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは宮島委員、お願いします。

○宮島委員 資料の中で、特許庁が人工知能をこれから活用されるということでプランがありますけれども、これは行政全体のリーダーとして、是非とも進めていただきたいと思っています。

行政全体でできる部分とできない部分とあると思うのですが、多分、特許庁の中では、かなり切り分けて、人が行ったほうが良いこととAIに行ってもらったほうがより業務が効率化するということがかなりきれいに分類できるのではないかと思いますので、そこは臆せずと言いますか、むしろ特許庁など、意識が高い省庁がリードして、ほかの省庁もAIの活用をより考えていくようになったらいいなと考えております。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、久貝委員、お願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。

まず、地方、地域中小企業支援の取組の御紹介をいただきました。日本再興戦略の中にも位置づけていただいて、私もこういう計画を地域知財の活性化計画をつくっていただいて、大変感謝しております。

やはり私ども、地方の商工会議所、あるいはその会員等とお話ししておりますと、非常に地方には、まだまだすぐれた技術を持つ中小企業が多いと思いますので、是非ともこれらの方々に対する働きかけをお願いしたいと思います。

今、日本全体で、特許についていうと、出願はやや減っているという感じですがけれども、中小企業については増えております。ただ、3万5,000件程度でありまして、出願人が1万人ぐらいいたと聞いています。

特許庁の一昨年の分析によりますと、売上が10億円を超えると特許の出願件数が増えるという話がありまして、多くは1企業1特許ですがけれども、そういうことを考えますと、売上10億円超企業というのが一つのターゲットかなと思います。

それで、別途、その中小企業、経産省の指定統計で中小企業実態調査があるのですがけれども、こちらですと、日本には売上が10億円以上の中小の製造業というのは2万3,000社ぐらいある。他方、単純計算で今出願されている中小企業で、売上が10億円以上が3,000社ぐらいだということになるので、潜在的にはまだまだ中小企業の出願が増える可能性があるかなという感じがいたしております。政策の費用対効果という意味ではこの支援を是非続けていただきたいというふうに考えております。

そして、この資料の中では、3-4で都道府県ごとにKPIまで設定していただいて頑張ろうということなのですが、ただ、よく実態を見ていただいて、例えば知財総合支援窓口を作っていただいておりますけれども、私どもの感じからいうと、まだ少し一部で不十分なところがあるなと思います。

典型的な例でいいますと、山口県は県庁所在地に知財総合支援窓口を置いておられるのですがけれども、実態からいうと、圧倒的に下関が強いなという感じが中小企業の場合にありますし、あるいは、東京の場合は虎ノ門にある、当然あるのですが、実態は東京の西ですね、例えば多摩とか八王子とか、あちらにも業務の集積が非常に有名なところがありまして、それが出てきてということになるとどうかと。そのあたりのサポートが、身近にあれば、それだけ相談に行きますし、それだけまた中小企業の出願が増えるということになりますので、そのあたりの資源配分の、もちろん公平性も必要ですがけれども効率性というか。他にも三遠南信の分野がありまして、三河の関係、あるいは浜松とか、いろいろな

地域別で見ると、そういう工夫はまだまだあるのではないかと考えております。

中小企業の出願への支援体制は重要だということをお願いしたいのですけれども、もう一つは説得力の問題でありまして、中小企業に特許を取れというときに、ここの資料で御説明は省かれましたけれども、同じく1ページ目に、経営に寄与すると書いてある、特許を取ると、知財を取ると利益率が高いと、こういう分析をしていただいて、これは事実だと思うのですけれども、果たしてそれだけで中小企業の経営者がそうだと思うかどうかということはあると思います。

実際問題としては、今日の日経新聞にも記事が出ておりましたけれども、一工夫しながら特許を使っているということは、それで利益が出たり売上が伸びるということになるので、なかなかそのあたりは、単純なスローガンとしてはいいかもしれませんが、もう少し理論武装を教えていただけるとありがたいなということです。全体として特許は減っているわけですし、特許保有企業でも非常に経営に苦しんでいる大企業もあります。そのあたりの説得力が非常に要るなど、もっと欲しいなと思っております。

それから、あわせて、官から民への働きかけもあるのですけれども、民から民への働きかけというのがありまして、中小企業の経営者は、他の経営者が「特許は経営に使える」というふうに言ってくると、やはり同じ経営者の立場にありますので、自分も勉強しようとか特許を取ろうとかいうふうになりますので、そういう点で、この知財の分野は特許に優秀な、有名な企業も大企業も中小企業もあります。そういう企業の経営者のクラブといえますかプールといえますか、特許庁である程度持つておられると思いますけれども、そういう人たちを集めて、紹介していく、中小企業の集まりに紹介してもらおうというのが非常にありがたいなという感じがいたします。

それから、あとは参考の資料でK P Iですけれども、これはもちろん相談件数とかそういうことでとりあえずはいいと思いますけれども、やはりもう少しアウトカムベースのK P Iをお願いしたいということで、相談したと、件数が増えたということは第一歩としては良いのですけれども、特許の出願が増えるということがやはり売上が増えて利益が出るということにつながるという論理があるなら、それを是非お願いしたいということです。

それから、知財総合支援窓口事業に全国の中小企業から知財に関する8万件の相談が集まっていますが、このデータを民間にオープンにしていただけませんか。我々、民間の支援機関としてはまだまだ力不足ですけれども、そういう中小企業の悩みが具体的に分かって、知財コンサル等のビジネスも発展するし、地方の経済団体でも知財をサポートするような、

そういう体制ができてくるのではないかと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは釘宮委員、久慈委員代理の順にいきたいと思います。

○釘宮委員 ありがとうございます。今までに皆様から御指摘がなかったところで2点、確認させていただきたいと思います。

1点目は、議論が戻りまして申し訳ないのですが、私は、情報普及活用小委員会に委員として参加をさせていただいておりましたので、そちらについての意見になります。

こちらは論点が3点ございまして、そのうちの2番目に、法的検討も要する公報のあり方という論点がございます。個人情報保護を強化する必要性が高まっているということで、公報に掲載する住所を概略化すべきという、そういった取りまとめになっているわけですけれども、この小委員会で出た意見の中には、特許を申請する方の中には、女性や未成年もいらっしゃるというような意見がありました。皆様の御議論の中では企業における知財の問題が中心になってくることは、これは当然のことだと思うのですが、そういった女性や未成年といった足元から特許などに対する考え方を醸成していくということも必要だと思いますので、公報における住所の掲載の件については是非、早期の御対応をお願いしたいと思います。

あと、2点目になりますけれども、これは今回の内容には無かった点になりますけれども、昨年の知的財産分科会におきまして御報告がありましたもので、職務発明に関する法改正が昨年4月1日に行われたということをお聞きいたしました。

ガイドラインも、その後出されまして、使用者と従事者の間で行われる協議や意見の聴取といった手続の適正さを求められるということが指摘されているところかと思っておりますので、是非、そのあたりの運用の御確認もお願いできればと思います。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

久慈委員代理、お願いいたします。

○御供委員代理（久慈氏） すぐ終わります。

特許庁の取組を御紹介いただきましたので、折角の機会ですので御礼をと思ひまして。

制度調和と、それからグローバルDシエなどの情報化共有。これは企業がすごくコストダウンができています。非常に役に立っているということです。

それから新興国の支援、これは新興国でビジネスを行うときに、彼らから特許庁の取組

ということで感謝されることが多いです。そうすると、ビジネスを行いやすくなるということで、産業界として非常に評価しておりますので、これからもよろしくお願いします。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございました。

御討議、ありがとうございました。もしまだ何か言い足りなかったということがあれば、事務局の方に後ほどでもお伝えいただければと思います。

本日、各委員からいただきました意見につきまして、事務局で整理しまして、今後の施策に反映させていただきたいと思います。

閉 会

○五神分科会長 少し時間が過ぎてしまいましたけれども、予定しております議事は以上となります。

議事全体を通じて、あるいは知財分科会に対して特に何かございますでしょうか。

よろしいですね。ありがとうございます。

事務局から何かありますでしょうか。

○小宮長官 非常に多岐にわたる御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今後、今日いただいた御意見も踏まえて、しっかりと進めていきたいと思います。

また先ほど分科会長から、この特許制度を超えるものについて、しっかりと受けとめるべしという御発言もございましたが、もともと先ほどの説明にありました四次産業革命検討会は、他部局とも連携しております。

また、「Connected Industries」という新しいコンセプトを経済産業省として出して、そして省内の体制整備もほぼ済んでいるところでございますので、そういう他部局にわたることにつきましても、しっかりと受けとめさせていただければと思っております。

本日はありがとうございました。

○五神分科会長 ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、産業構造審議会第10回知的財産分科会を閉会させていただきます。

本日は長時間の御審議、ありがとうございました。